

# 高校・大学進学を支援

## 学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

○ 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等の子ども(20歳未満)を養育している方

○ 世帯の生計の中心者

○ 世帯収入が一定基準以下である(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照)

○ 預貯金等資産の保有額が60万円以下である

○ 土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅・土地については除く)

○ 貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住している

○ 生活保護世帯でない

## マナーを守って楽しいプールの利用を 感染症や事故を防ぐために

夏の到来とともに、プールを利用する機会が増えてきます。感染症や事故を防ぐために、マナーを守り、楽しくプールを利用しましょう。

「シャワーを浴びましょう」

○ プールに入る前には、トイレを済ませ、シャワーを浴びて、体の汚れ、化粧品、整髪料等をよく洗い流しましょう。

○ 利用中にトイレに行った後も、シャワーを使用しましょう。

○ プールから出た後は、シャワーをよく浴び、うがいや洗眼も忘れずに行いましょう。

「事故を防ぎましょう」

○ 発熱や下痢、睡眠不足等の体調不良時は、プールの利用をやめましょう。

○ プールに入る前は準備運動をしましょう。

○ 適度に休憩をとりましょう。

○ 監視員の指示に従いましょう。

○ 怪我や事故の原因となるため、プールサイドを走る、プールに飛び込むなどの危険な行為はやめましょう。

○ 排水口等の水が吸い込まれているところに近づかないようにしましょう。

また、「プール内で鼻をかんざり、つばを吐いたりする」「決められた場所以外での飲食」「タオルの貸し借り」などの行為はやめましょう。

保健所生活衛生課環境衛生係  
☎(3647)5862  
FAX(3615)7171

○ 本資金の連帯保証人になっていない

○ 他の公的資金の返済を滞納していない

※その他、連帯保証人等の条件あり

「貸付金の対象範囲・金額」

○ 学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)

○ 受験料・高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は2万7千4百円(1

回あたり上限2万3千円・4回分まで) 高校3年生等は8万円(回数や1回あたりの上限なし)

「返済の免除」こともが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

「受付時間」平日午前9時～正午、午後1時～5時

「相談窓口」(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)

☎(3647)9660  
FAX(3647)9663

表1 総収入の目安

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2 総所得の目安

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円

## 国民年金保険料の納付が困難な方へ

### 令和元年7月分以降の免除・納付猶予申請の受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(月)から、7月分と令和2年6月分の申請を受付します。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、受給金額は保険料を全額納付した場合と

回あたり上限2万3千円・4回分まで) 高校3年生等は8万円(回数や1回あたりの上限なし)

「返済の免除」こともが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

「受付時間」平日午前9時～正午、午後1時～5時

「相談窓口」(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)

☎(3647)9660  
FAX(3647)9663

## 熱中症に「注意を！」

### 「まめな水分補給」などの対策を

熱中症は誰もがかかる可能性があり、重症化すると死に至る危険性があります。こどもや高齢者は気温などの環境条件以外にも体調によっては特に注意が必要です。熱中症は予防法を知っていれば防ぐことができます。左表の予防法や症状・対応方法を参考に適切に対処して、楽しい夏を過ごしましょう。

暑さ指数の予測値および実況の情報は、メール配信サービスを利用していただけます。詳細はホームページ(HP) <http://www.wbgt.env.go.jp/> をご覧ください。

保健所保健予防課感染症対策係  
☎(3647)5879  
FAX(3615)7171

表1 熱中症になりやすい時と予防方法

熱中症になりやすい時	予防方法
○外の気温や湿度が高い	○のどが渇く前にこまめに水分を補給。汗をかいたら塩分も
○屋外でのスポーツや労働	○温度に気を配る
○熱帯夜やその翌日	○エアコンや扇風機を上手に使う
○気温が高い室内での家事や飲酒	○帽子や日傘で直射日光を避けて、通気性の良い服装を心がける
	○規則正しい食事で栄養を補給
	○暑さや疲れ、体調不良を感じたら休息をとる
	○家族、ご近所、職場でお互いを気づかい、声をかけ合う

表2 熱中症の症状と対応

症状	対応
軽い症状 ○めまい ○立ちくらみ ○こむら返り ○汗が止まらない	○涼しい場所へ移動し、衣服をゆるめて安静にする ○冷たい水や塩分を補えるスポーツドリンクをゆっくりと飲む ○水でぬらしたタオルや冷却剤で、首や腋の下、太ももの付け根を冷やす ※自分で水分・塩分を摂れないとき、症状が改善しないときはすぐに医療機関を受診しましょう
やや重い症状 ○頭痛 ○吐き気 ○体がだるい	○すぐに救急車を呼ぶ ○救急車が到着するまでは、涼しい場所へ行き、衣服をゆるめる ○体に水をかけたり、濡れタオルをあててあおぐなど、体を冷やす
重い症状 ○高い体温 ○まっすぐ歩けない ○意識が無い ○呼びかけに対し返事がおかしい ○けいれん	○すぐに救急車を呼ぶ ○救急車が到着するまでは、涼しい場所へ行き、衣服をゆるめる ○体に水をかけたり、濡れタオルをあててあおぐなど、体を冷やす

※救急車を呼んだ方がいいか、判断に迷いがあるときは、「☎#7119」東京消防庁救急相談センターへ

表3 高齢者猛暑避難場所一覧

施設名	住所	電話番号
古石場福祉会館	古石場1-11-11	3641-9531
塩浜福祉会館	塩浜2-5-20	3647-3901
千田福祉会館	千田21-18	3647-0108
東陽福祉会館	東陽6-2-17	3647-8180
電戸福祉会館	電戸1-24-6	3685-8208
大島福祉会館	大島4-5-1	3637-2581
東砂福祉会館	東砂7-15-3	3646-0461
深川ふれあいセンター	平野1-2-3	3643-1902
森下ふれあいセンター	森下5-11-1	5624-6030
城東ふれあいセンター	北砂4-20-12	3640-8651
電戸ふれあいセンター	電戸9-33-2-101	5609-8822
グランチャ東雲	東雲1-9-46	5548-1992

※利用できる時間は各施設の開館時間に準じます。

が済んでいないと受付できない場合があります。また、審査対象となる方で、平成31年1月2日以降に江東区へ転入された方は、その方が平成31年1月1日現在住民登録されていた市区町村で税申告をお済ませください。

なお、失業を理由とした免除・納付猶予申請をされる場合は、審査基準に特例がありますので、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等の書類をご用意ください。

受付は区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所、特別出張所および江東年金事務所(亀戸5-16-9)で行っています。マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類、年金手帳または基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。

区民課年金係  
☎(3647)1131  
FAX(3647)9415

免除・納付猶予申請書の受付場所

申請日	免除申請を行う期間	区民課年金係	豊洲特別出張所・各出張所	江東年金事務所
7/1(月)~31(水)	平成29年6月分	○	×	○
	平成29年7月分~平成30年6月分	○	×	○
	平成30年7月分~令和元年6月分	○	○	○
	令和元年7月分~令和2年6月分	○	○	○
	令和2年7月分~平成30年6月分	○	×	○
8/1(木)以降	平成29年7月分~平成30年6月分	○	×	○
	平成30年7月分~令和元年6月分	○	×	○
	令和元年7月分~令和2年6月分	○	○	○
	令和2年7月分~令和元年6月分	○	○	○

※申請日から2年1か月前までさかのぼって申請することができます